

社会福祉法人舟見寿楽苑行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 令和2年度 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和3年度 達成するため、係長会議を2カ月1回行う。
- 令和4年度 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。

目標2：計画期間内に子供が生まれた場合、男性職員1名以上に育児休業を取得させる。

<対策>

- 令和2年度 男性も育児休業が取得できることを再度全職員に周知する。
- 令和3年度 男性職員に対し育児休業の説明会の実施。